

教育関係・認定地域クラブ関係の皆様へ

山形市宿泊税の課税免除に関するお知らせ

令和8年9月
山形市財政部市民税課

山形市の宿泊税制度の概要

山形市は、自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入します。

項目	主な内容
課税客体	次に掲げる宿泊行為・住宅への宿泊行為 1 旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む宿泊施設 2 住宅宿泊事業法に規定する住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設等における宿泊者
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、山形市に申告と納入）
課税標準	1人1泊・1部屋1泊・1棟1泊当たりごとのいずれかの宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）
税率	宿泊料金の3%
課税免除	1 教育活動の一環として実施される修学旅行その他の行事に参加する児童・生徒・引率者 2 部活動の地域展開による認定地域クラブ活動に参加する生徒・引率者 など
減免	天災その他特別の事情がある場合において必要と認める者
課税開始	令和9年4月1日の宿泊分から

税率・宿泊料金

宿泊税の税率

宿泊料金の3%が課税されます。

※宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

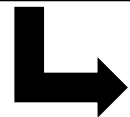
宿泊料金

宿泊税における**宿泊料金**とは、**宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額**をいいます。一般的には「**素泊まり料金(税抜き)**」をいい、**食事代等を含みません**。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわらず請求されるもの 例) 清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例) タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

宿泊税の算出

宿泊料金(料金総額 － 宿泊料金に含まれないもの) × 3%



1,000円未満切捨て

(例) 宿泊料金(1人で1泊2日)9,800円の場合 $\frac{9,000\text{円}}{\text{ }} \times 3\% = \text{税額}270\text{円}$
↳ 1,000円未満切捨て

宿泊料金(課税標準)の考え方

宿泊事業者の宿泊料金設定	宿泊料金の区分
1人1泊当たりごと	1人1泊当たりの宿泊料金の額
1部屋1泊当たりごと	1部屋1泊当たりの宿泊料金の額
1棟1泊当たりごと	1棟1泊当たりの宿泊料金の額

課税免除でご確認をお願いしたいこと①(教育活動)

「**修学旅行等の教育活動**」のほか、「**中学校等の部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動**」については、「**証明書**」を宿泊施設に提出いただくことで、宿泊税が免除されます。

1 修学旅行等の教育活動に伴う宿泊

① 対象者

学校教育法第1条に規定する次の学校の児童又は生徒及び引率者※

対象となる学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
---------	-----------------------------------

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外です。

② 対象となる行事

教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事(部活動の合宿を含みます。)

【学校の対応】

当該行事としての宿泊であることを証明するために、学校長が発行した「**証明書**」を宿泊施設に提出してください。

課税免除でご確認をお願いしたいこと①(教育活動)

様式(記入例)

教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事の宿泊であることの証明書		
宿 泊 日	令和9年5月10日 から同年5月12日まで	2 泊
学 校 の 種 類	☐ 小学校 ☒ 中学校 ☐ 義務教育学校、 ☐ 高等学校 ☐ 中等教育学校 ☐ 特別支援学校	
活 動 の 概 要	教育活動の一環として実施する ☒ 修学旅行 ☐ 学校行事 ☐ 部活動、課外活動 ☐ その他の活動()	
宿 泊 施 設 名 称	山形市税●●ホテル	
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※)	181人	
備 考		

※ 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動に参加している生徒等及び引率者が含まれています。

- ・ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外です。

上記の宿泊については、山形市宿泊税条例第4条第1号に規定する課税免除の対象となる宿泊に該当することを証明します。

令和9年4月27日

所在地 〇〇市旅籠町〇丁目3番25号

学校名 〇〇市立旅籠中学校

学校長名 ■■ △△



注意事項

- ・ 証明書には学校長の**押印が必要**です。
- ・ 証明書の様式は、山形市のホームページからダウンロードできますが、同様の内容が記入されていれば、任意の様式でもかまいません。

課税免除でご確認をお願いしたいこと②（認定地域クラブ活動）

2 認定地域クラブ活動に伴う宿泊

① 対象者

認定地域クラブ活動※1に参加する中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の生徒及び引率者※2

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。

※2 引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援や送迎を行う保護者や審判等は課税免除の対象外です。

② 対象となる行事

中学校等の部活動の地域展開に伴う認定地域クラブ活動（合宿を含みます。）

【認定地域クラブの対応】

認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行した「**証明書**」及び「**認定を受けていることを証する書類（写し）**」を宿泊施設に提出してください。

課税免除でご確認をお願いしたいこと②（認定地域クラブ活動）

様式（記入例）	注意事項																		
認定地域クラブ活動の宿泊であることの証明書 <table><tr><td>宿 泊 日</td><td>令和9年5月1日 から 同年5月3日まで</td><td>2泊</td></tr><tr><td>認定地域クラブの名称</td><td colspan="2">〇〇野球クラブ</td></tr><tr><td>認定地域クラブ活動の種類（※1）</td><td colspan="2"> ☒ 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 ☐ 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 ☐ 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 </td></tr><tr><td>宿泊施設名称</td><td colspan="2">山形市税〇〇ホテル</td></tr><tr><td>課税免除対象の宿泊人数（※2）</td><td colspan="2">23人</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2"></td></tr></table> ※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化活芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。 ※2 課税免除対象の宿泊人数には認定地域クラブ活動に参加している生徒及び引率者が含まれています。 ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒が対象です。 ・ 引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援や送迎を行う保護者や審判等は課税免除の対象外です。 上記の宿泊については、山形市宿泊税条例施行規則第4条に規定する課税免除の対象となる行事に該当することを証明します。 令和9年4月23日 所在地 〇〇市▲▼町二丁目3番25号 認定地域クラブ活動を運営する団体名 〇〇スポーツ少年団 代表者名 〇〇 ▲ 印 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明します。（※3） 年 月 日 地方公共団体の長又は教育委員会 印 ※3 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により、証明を省略することができます。	宿 泊 日	令和9年5月1日 から 同年5月3日まで	2泊	認定地域クラブの名称	〇〇野球クラブ		認定地域クラブ活動の種類（※1）	☒ 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 ☐ 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 ☐ 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動		宿泊施設名称	山形市税〇〇ホテル		課税免除対象の宿泊人数（※2）	23人		備 考			・ 認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する証明書※1及び地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた。）団体であることを証する書類※2を宿泊施設に提出してください。 ※1 証明書の様式は、山形市のホームページからダウンロードできますが、同様の内容が記入されていれば、任意の様式でかまいません。 様式は、「認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する証明書（押印が必要）」と「地方公共団体の長又は教育委員会の証明書（押印が必要）」を兼ねています。 ※2 認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により省略可能です。
宿 泊 日	令和9年5月1日 から 同年5月3日まで	2泊																	
認定地域クラブの名称	〇〇野球クラブ																		
認定地域クラブ活動の種類（※1）	☒ 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 ☐ 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 ☐ 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動																		
宿泊施設名称	山形市税〇〇ホテル																		
課税免除対象の宿泊人数（※2）	23人																		
備 考																			

関連規定

山形市宿泊税条例

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事に参加する児童若しくは生徒又はそれらの引率者(当該行事としての宿泊であることを証明するために当該学校の長が発行する証明書を有する者に限る。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する行事に準ずるものとして規則で定めるものに参加する者(規則で定める者に限る。)

山形市宿泊税条例施行規則

(課税免除の対象となる行事)

第4条 条例第4条第2号に規定する同条第1号に規定する行事に準ずるものとして規則で定めるものは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の部活動の地域における開により実施される活動(地方公共団体の長又は教育委員会の認定を受けた活動(当該認定を受けたものとみなされた活動を含む。))に限る。以下この条において「認定地域クラブ活動」という。)とする。

2 条例第4条第2号の規則で定める者は、生徒又はその引率者(認定地域クラブ活動としての宿泊であることを証明するために、当該認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する証明書を有する者に限る。)とする。

問い合わせ先

山形市財政部市民税課諸税係
電話023－641－1212(内線303)
E-Mail: shiminzei@city.yamagata-yamagata.lg.jp